

鳥取商業高等学校同窓会関西支部（双葉会）会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は鳥取商業高等学校同窓会関西支部と称し、通称を双葉会とする。

(目的)

第2条 本会は関西に在住する鳥取県立商業学校、鳥取県立鳥取商業高等学校（昭和24年3月卒業）、鳥取県立鳥取西高等学校商業科、鳥取県立鳥取商業高等学校出身者を以って組織し、相互の親睦を図り母校の精華を発揚するを以って目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、神戸市西区井吹台西町1-5-3-709 佃 春雄方に置く。

第2章 会員及び役員

(会 員)

第4条 本会は関西に在住する鳥取県立商業学校、鳥取県立鳥取商業高等学校（昭和24年3月卒業）、鳥取県立鳥取西高等学校商業科、鳥取県立鳥取商業高等学校出身者を以って構成する。

2 本会会員にして、その住所、姓名等を変更したとき、本人並びに幹事は同期会員の動静に関し、必要ありと認めたときは必ず事務所に通知するものとする。

(会 費)

第5条 本会会員は、毎年会費を納めなければならない。

①年 会 費 毎年 1,000円

②特別賛助金 1口 1,000円

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 5名以内（含会計担当、書記担当）

幹事長 1名

副幹事長 1名

常任監事 1名

代表幹事 卒業年度ごとに1名

幹 事 卒業年度ごとに若干名

名誉会長

顧 問

(役員を選任)

第7条 本会役員は各卒業年度の代表者をもってあてる。

2 会長は役員会において選出し、総会において報告する。

3 副会長、幹事長、副幹事長、常任監事は、会長これを委嘱する。

4 名誉会長、顧問は、役員会これを委嘱する。

5 代表幹事並びに幹事は各卒業年度より選出され、総会において報告する。

(役員職務)

第8条 会長は会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長支障あるときは、その職務を代行する。

3 会長、副会長、幹事長、常任監事、名誉会長、代表幹事は役員会を組織し、所掌の会務を審議し執行する。

4 幹事は幹事会を組織し、所掌の会務を審議し執行する他、代表幹事と共に同期会員を掌握する。

5 幹事長は幹事会を代表し、所掌の会務を審議し執行する。副幹事長は、幹事長を補佐する。

6 常任監事は、会務及び会計の監査を行う。

7 副会長の内、会計担当は会の経理にあたり、書記担当は会務の記録を行う。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員補充または増員役員の任期は、他の役員の任期と同一とする。
 - 3 役員は任期満了後と雖も、次期役員の就任するまで会務を処理するものとする。

第3章 会 議

(種 類)

- 第10条 本会の会議は、総会、役員会及び幹事会とする。
- 2 総会は、定例総会と臨時総会とする。
 - 3 幹事会は、定例幹事会と臨時幹事会とする。

(開 催)

- 第11条 定例総会は毎年1回の開催とし、臨時総会は会長及び役員会が必要と認めたとき開催する。
- 2 幹事会は幹事長、会長が必要と認めたとき開催する。
 - 3 役員会は随時、会長がこれを召集し開催する。

(議 決)

- 第12条 総会の議事は出席会員の過半数によって決し、可否同数のときは議長が決する。

(権 能)

- 第13条 総会は次の事項を議決する。
- ①会則の変更に関する事項
 - ②事業報告及び事業計画に関する事項
 - ③会計報告に関する事項
 - ③その他会の運営に関する重要な事項

第4章 会 計

(経 費)

- 第14条 本会運営に関する経費は、会費、特別賛助金、寄付金、その他の収入をもって運営する。
- 2 総会その他、特別の出費を必要とする場合は、役員会が必要と認めた金額を随時徴収する。

(会計年度)

- 第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第5章 雑 則

(規約の変更)

- 第16条 本会会則を変更しようとするときは、役員会において審議し、総会の承認を経なければならない

(細 目)

- 第17条 本会則に定めるほか、会の運営に必要な事項は役員会においてこれを定める。

(付 則)

- 1 本会則は第1回双葉会総会の日即日施行する。
- 2 本会則は昭和55年 6月16日一部改訂即日施行する。
- 3 本会則は昭和63年 6月17日一部改訂即日施行する。
- 4 本会則は平成 8年 6月29日一部改訂即日施行する。
- 5 本会則は平成10年 6月26日一部改訂即日施行する。
- 6 本会則は平成11年 6月10日一部改訂即日施行する。
- 7 本会則は平成16年11月20日一部改訂即日施行する。